

保存版

令和4年1月発行

# 事業系ごみ処理マニュアル

事業者のみなさまへ

事業系ごみの正しい処理と減量・再資源化にご協力を！



目	次
○はじめに …………… P 1	○ごみ減量・再資源化の取り組み…… P 10
○事業者の責務 …………… P 2	3 Rについて
○ごみの区分 …………… P 3	○ごみ減量・リサイクルの進め方 …… P 11
○事業所から出るごみの処理 …… P 5	○関係業者一覧 …………… P 14
○事業系ごみの処理方法 …………… P 7	○お問い合わせ先 …………… P 15
○事業系ごみQ & A …………… P 9	

## はじめに

加古川市のごみは、令和4年4月から本格稼働する高砂市のエコクリーンピアはりま（東播臨海広域クリーンセンター）で焼却されることになります。

この施設は、2市2町（加古川市・高砂市・稲美町・播磨町）から発生する一般廃棄物を広域的に処理する施設です。

エコクリーンピアはりまの本格稼働に向け、令和3年11月から試運転を行っておりますが、試運転期間中の令和4年2月1日から、ごみ（事業系一般廃棄物）の自己搬入（ごみの持ち込み）の受入れを開始します。

この施設は、一般廃棄物の処理施設であり、産業廃棄物の受入れはできません。産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者（県等の許可）に処理を委託し、事業者の責任において、適正に処理していただくようお願いします。

事業者の皆様には、ごみの減量に向けた取り組みを積極的に進めていただきたく、事業系ごみの減量・再資源化に関する情報をお伝えるために本書を作成しました。

ぜひご活用いただき、事業系ごみの正しい処理と減量・再資源化にご協力をお願いします。



東播臨海広域クリーンセンターイメージ図

## 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、次のとおり事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系ごみ）の処理について、事業者に対する責務を規定しています。

### 適正な処理をしてください

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

### 廃棄物を減量してください

事業活動により生じた廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、その減量に努めなければなりません。

### 製造・販売等の際に工夫してください

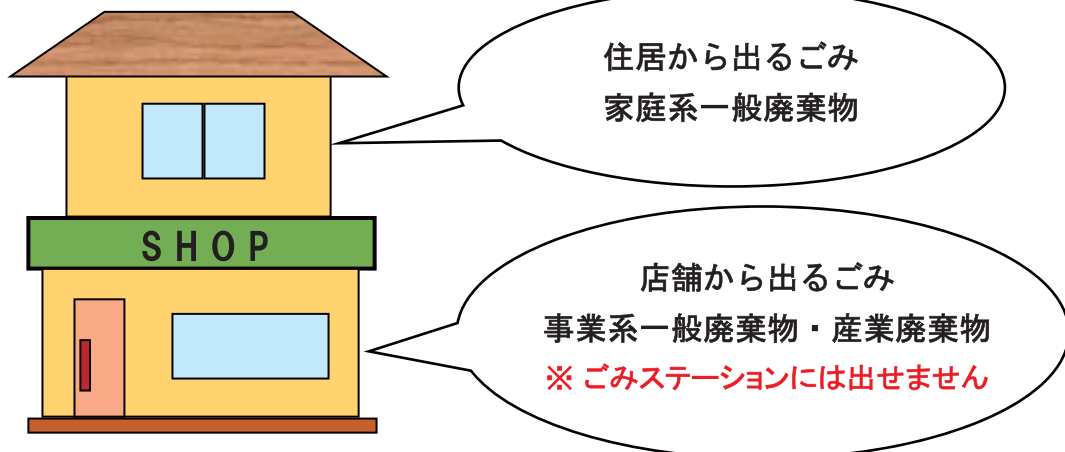
物の製造、加工、販売の際は廃棄物処理やリサイクルがしやすい製品、容器等の開発を行い、廃棄物となった場合の処理方法について情報提供しなければなりません。

### 国や市の施策に協力してください

廃棄物の減量や適正な処理の確保等については、国や県及び市の施策に協力しなければなりません。

<廃棄物処理法第3条より抜粋>

### 【店舗と住居が一体の場合の例】



## 事業系ごみは、ごみステーションには出せません!

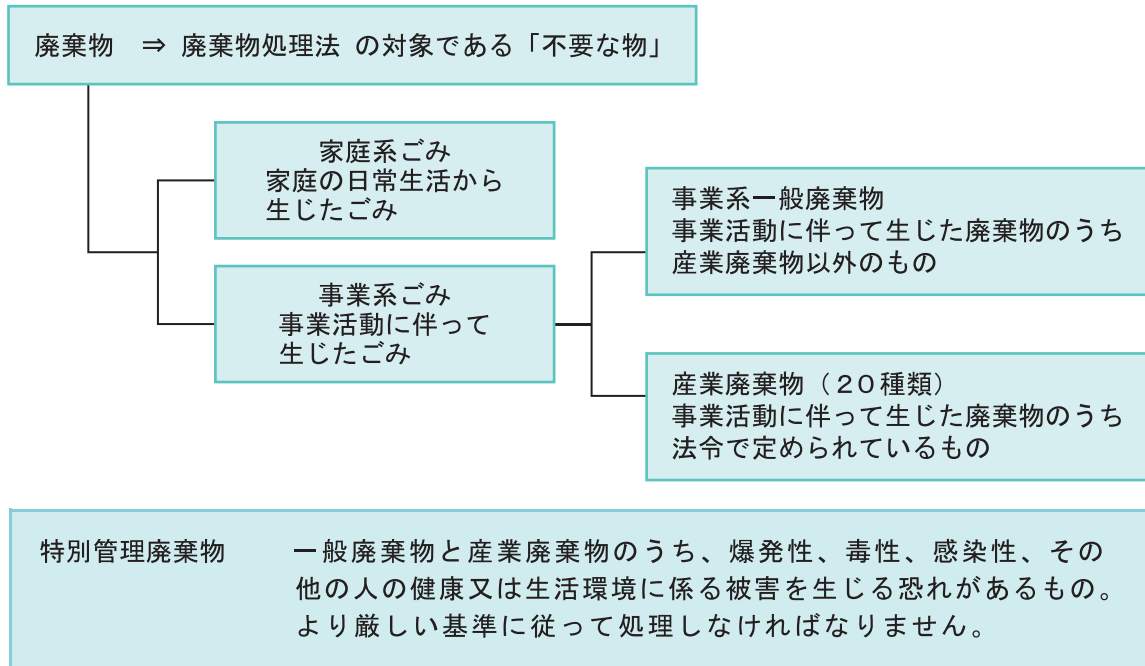
事業系ごみを、家庭用のごみステーションに捨てると不法投棄になり、次のような罰則の対象になります。

- 5年以下の懲役もしくは1千万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はその両方が科せられます。

<廃棄物処理法第25条より>

## ごみの区分

廃棄物処理法により、廃棄物は次のとおり分類されます。



- ・事業系ごみとは、事業活動に伴って生じるすべての廃棄物のことをいいます。
- ・「事業活動」とは、事務所・商店・飲食店・工場・宿泊施設など営利を目的としたものだけでなく、病院・社会福祉施設・官公庁・学校などの公共公営事業も含まれます。
- ・本来の事業活動のほか、付随的業務に伴うものも含まれます。例えば、従業員が昼食の際に出すごみも事業活動に伴って排出されたものとなります。

## 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って発生する産業廃棄物（4ページを参照）以外の全てのごみをいいます。

例えば、次のものをいいます。



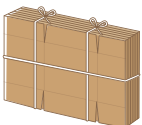
生ごみ

食品の売れ残り、残飯、茶殻、調理くずなど



木・枝

不要となった木製品、剪定枝など



紙ごみ

段ボール、OA用紙、汚れた紙など

## 産業廃棄物

産業廃棄物の種類と例です。産業廃棄物以外が一般廃棄物となります。

産業廃棄物は事業者の責任により産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理してください。

エコクリーンピアはりまでは、産業廃棄物を受入れしません。

	種 類	主 な 例
すべての業種の事業活動から排出されるもの	1 燃え殻	廃活性炭、焼却灰
	2 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥
	3 廃油	廃潤滑油、廃エンジンオイル、廃大豆油
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸などすべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液などすべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	発泡スチロール、合成繊維くず、廃プラスチック製品
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず
	9 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス類、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、レンガくず、陶磁器くず
	10 鉱さい	鑄物廃砂、溶解炉かす、不良石炭、粉炭かす
	11 がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート片、その他類する不要物
	12 ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、印刷物加工業から生じるもの
	14 木くず	建設業（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具製造含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業から生じた木くず・木材家具、貨物の流通のために使用したパレットなど（業種の限定なし）
	15 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、繊維工場から生じる天然繊維くず（衣服その他の繊維製品製造業を除く）
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜や食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から生じた動物のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から生じた動物の死体
20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

### ※産業廃棄物の処理を委託する際の手続きについて

産業廃棄物を排出する事業者は、収集運搬及び処分を他人に委託する際、県等の許可を受けた許可業者に委託し、収集運搬業・処分業のそれぞれの許可業者と必ず書面で委託契約を締結しなければなりません。委託する場合には、排出量にかかわらず、マニフェスト（廃棄物の種類、量、受託事業者の名称・氏名などを記載する複写式の伝票）を作成し、適正に処理されているか確認することが義務付けられています。

#### ● 産業廃棄物に関する問い合わせ

兵庫県東播磨県民局地域振興室環境課  
TEL : 079-421-9130

#### ● 処理業者の紹介

（一社）兵庫県産業資源循環協会  
TEL : 078-381-7464



## 事業所から出るごみの処理

SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けて、具体的なターゲットとして廃棄物の発生を大幅に削減することが求められています。このため、みなさまの事業活動において、本当に必要なものだけを購入して使うこと、不要になった物も分別を徹底してリサイクルを進めるなどの行動が必要となります。全員が一丸となつてごみの減量と資源化に取り組みましょう。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### ターゲット12.5

2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

## 事業系ごみの減量によるメリット

### ① 企業のイメージアップ

環境問題への関心が高まっている中、事業所全体でごみ減量やリサイクルを積極的に推進することは、事業所のイメージアップにつながります。

### ② 経営コストの削減

ごみを減量化することにより、処理にかかるコスト削減につながります。

### ③ 従業員の意識改革

ごみを出さない職場、製品づくりをめざすことは、組織や製造工程の合理化等の見直しのきっかけになり、一人ひとりの意識改革につながります。

## 資源として活用する方法

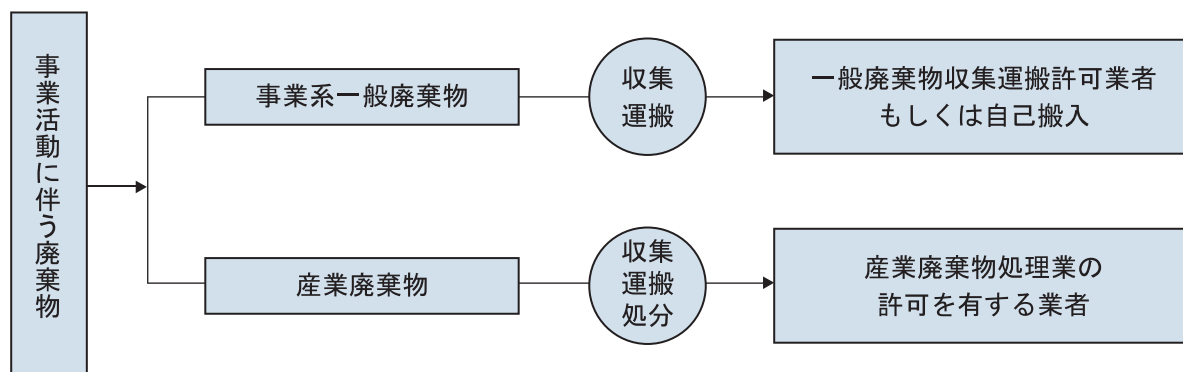
資源となるものはごみにせず、びん・缶・紙類・布類などに分別し、回収業者などに引き取ってもらいましょう。

引き取り価格、持ち込みの要否、その他の条件については、回収業者にお問い合わせください。

また、事業所の施設に生ごみ処理機を設置し、生ごみを堆肥化したり乾燥させて減量化する方法もひとつの取り組みです。

## ごみとして処理する方法

事業系ごみは、排出事業者の責任において、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に分別し、自らごみ処理施設に搬入するか、又は廃棄物を処理できる業者に委託し適正に処理しなければなりません。



## 事業系一般廃棄物処理の流れ

事業系一般廃棄物は、加古川市の一般廃棄物収集運搬許可業者、もしくは事業者自らによりごみ処理施設に搬入しなければなりません。

### ①許可業者に委託する場合

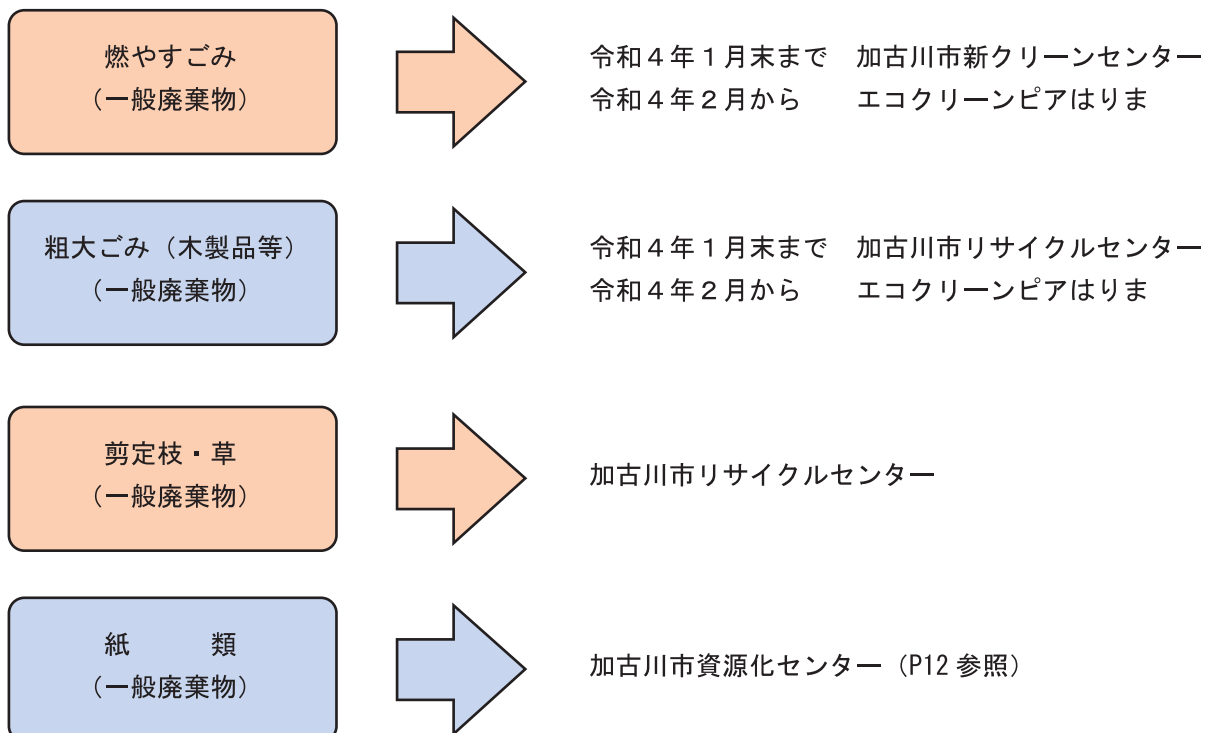
事業系一般廃棄物のごみ処理施設への搬入を許可業者に委託する場合は、ごみを収集・運搬するための費用と、ごみを処理するための手数料（処理施設で支払う手数料）が必要です。



### ②事業者が、自らごみ処理施設に搬入する場合

許可業者に委託しない場合は、ごみを適正に分別した後、ごみ処理施設に自ら搬入し、処理施設で「ごみ処理手数料」を支払います。

手数料は、10kgにつき130円です。



## 事業系ごみの処理方法




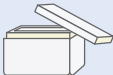

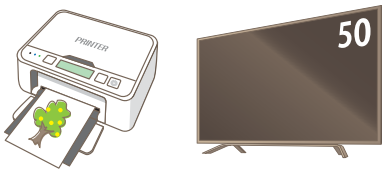
紙類・生ごみなどの一般廃棄物、缶、びん、プラスチック、金属類等の産業廃棄物など様々なものがリサイクル可能です。

### 一般廃棄物

品目	ごみと資源物の例	減量化・資源化方法	処理方法
古紙類 	① O A用紙 ② 新聞 ③ 雑誌 ④ 段ボール ⑤ 雑がみ (メモ用紙、封筒、紙袋、空き箱等) ⑥ 機密書類 * 資源化できない紙 (感熱紙、ワックス加工紙、防水加工紙、ラミネート紙など) 汚れた紙類は燃やすごみとして処理してください。 * 建設業 (工作物の新築・改築・除去に伴うもの)、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業等で発生した紙くずは産業廃棄物となります。	①から⑥までは、資源化できる紙類です。 ・種類ごとに分別して、古紙回収業者または許可業者に委託し、リサイクルしてください。(P.14 参照) ・機密書類はシュレッダー等で裁断したり、焼却処分するなどのケースが多いと思われませんが、溶解処理等による資源化の取り扱いが可能な古紙回収業者があります。 ・加古川市資源化センターでも資源化できる紙類を無料で受入れています。(機密書類も取扱っています。)	・資源化できない紙、汚れた紙類を焼却処理する場合は、許可業者に委託するか、エコクリーンピアはりまへ自己搬入してください。
生ごみ 	① 食べ残し ② 食品の売れ残り ③ 調理残さ等 * 食品関連事業者は、食品リサイクル法で減量・リサイクルが義務づけられています。 * 食料品製造業、医薬品、香料製造業から発生する場合は、産業廃棄物となります。	・生ごみなどの厨芥類を排出する場合は、しっかりと水切りをして減量化してください。 ・調理くずを減らすための調理方法の工夫、生ごみ処理機の導入による減量、リサイクル業者への処理委託などをご検討ください。	・生ごみを焼却処理する場合は、許可業者に委託するか、エコクリーンピアはりまへ自己搬入してください。
木くず 	① 剪定枝・草 ② 木製品 (机、イス、棚) など * 建設業 (工作物の新築・改築又は除去に伴うもの)、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業等の特定の事業活動から発生した場合は産業廃棄物となります。 * 貨物の流通に使用した木製パレットは産業廃棄物となります。	・剪定枝と草については、加古川市リサイクルセンターで資源化を目的として受入れをしています。 ・剪定枝は長さを 1m 以内、1 本あたりの太さを 10cm 以内にしてください。	・剪定枝と草のみに分別して搬入してください。 ※竹、キョウチクトウは燃やすごみとなります。 ・①は、許可業者に委託するか、加古川市リサイクルセンターへ自己搬入してください。 ・②は、許可業者に委託するか、エコクリーンピアはりまへ自己搬入してください。
繊維くず 	天然繊維でできた次のもの (作業服・制服) (毛布、木綿布、絹、絨毯) * 建設業 (工作物の新築・改築・除去に伴うもの)、繊維工業等で発生した天然繊維くずは産業廃棄物となります。	・作業服・制服は、大きな汚れ、破れ、傷みのある古着でなければ古着買取店でのリサイクルが可能です。	・焼却処理する場合は、許可業者に委託するか、エコクリーンピアはりまへ自己搬入してください。
その他	使用済みティッシュペーパー、資源化できない紙類等		



以下の品目は産業廃棄物です。エコクリーンピアはりまへ搬入することはできません。

産業廃棄物（代表的なもの）			
品目	ごみと資源物の例	減量化・資源化方法	処理方法
缶 	飲料用の缶など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理業者や資源回収業者にご相談ください。</li> <li>・缶やびん等は、再生利用が可能なので分別し、リサイクルに努めてください。</li> </ul>	自動販売機で購入したものは、その飲料の納入業者に処理を依頼してください。
びん 	飲料用のびんなど		
ペットボトル 	飲料用・調味料用のペットボトル		
プラスチック類 	発泡スチロール、PPバンド、ラップ類、トレー、ビニール袋、フィルム類、緩衝材類、化学繊維の布など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これらのものは、処理業者にご相談ください。</li> </ul>	産業廃棄物処理業者へ委託して処理してください。 ※産業廃棄物は、エコクリーンピアはりまへ搬入できません。
金属類 	一斗缶、スプレー缶、刃物類、その他金属類など		
ガラス・陶磁器類	コップなどのガラス類、蛍光灯、電球、茶碗、植木鉢など		
電池	乾電池、ボタン電池や充電電池など		
その他	家電製品・パソコン・小型家電など 		

## 事業系ごみQ & A

Q 1 事業系ごみの対象となる事業活動には何が含まれますか。

A 1 事業活動には、事務所、商店、飲食店、工場、宿泊施設など営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービス等も含まれます。

Q 2 少量なので、プラスチック類（ペットボトル、ポリ袋など）を事業系一般廃棄物として出してもよいですか。

A 2 事業所等から排出されるプラスチック類は産業廃棄物です。エコクリーンピアはりまでは産業廃棄物を受入れていません。産業廃棄物処理業者に委託し、適正処理してください。

Q 3 賞味期限の切れた弁当など、事業系一般廃棄物（生ごみ）と産業廃棄物（廃プラスチック類）が一体になったものを事業系一般廃棄物として出してもよいですか。

A 3 容易に分別ができるため、それぞれ分けて処理してください。なお、生ごみは、民間事業者によるリサイクルが進んでいますので、飼料・堆肥等への資源化についてもご検討ください。

Q 4 使用済みのでんぷら油を、薬剤を用いて固めたり、新聞紙や布きれに染み込ませて事業系一般廃棄物として出してもよいですか。

A 4 てんぷら油は産業廃棄物の「廃油」にあたります。エコクリーンピアはりまでは産業廃棄物を受入れていません。産業廃棄物処理業者に委託し、適正処理してください。

Q 5 事業活動に伴って生じる廃棄物が少量なので、家庭ごみのステーションに出してもよいですか。

A 5 たとえ少量であっても、許可業者に委託するか、自ら処理施設へ搬入してください。事業系ごみを家庭ごみのステーションに出す行為は、不法投棄とみなされ罰則の対象となります。

Q 6 産業廃棄物の処理を委託する場合、どのような手続きが必要ですか。

A 6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の作成と交付が必要です。適正処理の確認のため収集、運搬、処理を委託した業者から返送された伝票は5年間保存してください。

Q 7 事業所のごみを自分で焼却処分してよいですか。

A 7 敷地や路上でドラム缶などを使用し、焼却することは法律で禁止されています。焼却は法に基づいた処理施設でしかできません。

## ごみ減量・再資源化の取り組み 3Rについて

### 事業系ごみを減らすための3R

3Rとは、ごみを減らすとともに循環型社会を形成するために必要な3つの要素である Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字Rをとった言葉です。具体的には、ごみになる物を減らし（リデュース）、使えるものは繰り返し使い（リユース）、使用できなくなったものを資源として再生して利用する（リサイクル）ことをいいます。

### ごみの発生抑制を最優先に減量の推進

ごみの減量を進めるために最も優先すべきことはごみの発生抑制です。

～ 3Rの流れ ～

まずは発生抑制  
Reduce

次に再使用  
Reuse

次に再生利用  
Recycle

やむなく  
ごみとして処分

### 3Rの取り組みの実践（例）

#### ～ごみの発生を抑制する～ (Reduce)

- 会議資料等の簡素化・デジタル化
- 両面コピー・ペーパーレスの実施
- 使い捨て品の利用を減らす
- レジ袋削減の取り組み
- 食品の無包装販売
- 生ごみの水切り
- 食べ残しを減らす

#### ～物を繰り返し使う～ (Reuse)

- 用紙の裏面の活用
- 食品・材料の仕入れには通い箱の利用
- 事務机やロッカーなどの再使用の促進
- 消費者に再生製品や詰替え製品を積極的に販売する

#### ～再生して利用する～ (Recycle)

- 段ボール、OA用紙、機密書類の古紙をリサイクル
- 販売した容器包装の回収、買い替え時の不要品の積極的な引き取り
- 生ごみ処理機の導入や食品リサイクル業者に生ごみの処理を委託する

### 事業所におけるごみ減量・リサイクルの取り組み

《リサイクルボックスの設置》



《生ごみリサイクル（段ボールコンポストの設置）》



## ごみ減量・リサイクルの進め方

事業所内のごみ箱には、なにげなく捨てられている資源が多く入っています。中でも一番多く含まれるものが紙類です。封筒、名刺、メモ、菓子箱や事務用品を購入した際の空き箱、シュレッダーで裁断した紙等も分別すれば資源になります。

また、これまで焼却されていた機密書類（個人情報や顧客情報などが記載された書類等）についても分別し、専門業者に依頼することで資源として生まれ変わります。

ごみの減量は難しいと思われがちですが、既に取り組みを始めている事業者では、ちょっとした工夫や簡単な取り組みで大きな成果を上げています。以下の手順を参考にごみ減量に取り組み、環境にやさしい事業活動を始めましょう。

大切なことは、「もったいない」の精神で取り組むことです。

(実践の方法)

### ステップ1 現 状 把 握

- ごみ減量・リサイクル推進担当者を決める。
- ごみの種類・排出量・分別状況・処理費用を確認する。
- ごみ減量・リサイクルについて、収集業者や行政に相談してみる。

### ステップ2 減 量 ・ リ サ イ ク ル 計 画

- ごみ減量・リサイクルに向け、品目ごとに目標値を設定する。
- ごみ・資源物の分別表を作成する。

### ステップ3 実 践

- 従業員・テナント責任者などに、現状（排出量・処理費用）を報告する。
- 従業員等に向け、具体的な分別方法の指導・啓発（研修会の開催）を行う。
- ごみ・資源物の分別表に合わせた回収容器の設置を行う。

### ステップ4 見 直 し

- ごみの種類・排出量・処理費用の変化を確認する。
- ごみ減量・リサイクルによる効果、取り組み状況を確認する。
- 問題点を抽出し、改善策を検討する。
- 見直し完了後は、ステップ2へ戻る（計画の再設定）。

※定期的にこれらの作業を繰り返すことが重要です。

## 紙類の減量・リサイクル

紙類の減量を進めるためには、まず「発生を抑制すること」がもっとも効果的です。

また、発生してしまった紙類についても、分別を工夫・徹底することでリサイクルすることができます。

### ①紙類の発生抑制

両面印刷の徹底、不要印刷の抑制、ミス印刷の裏紙を活用、文書の電子化によるペーパーレス

## ②紙類のリサイクル

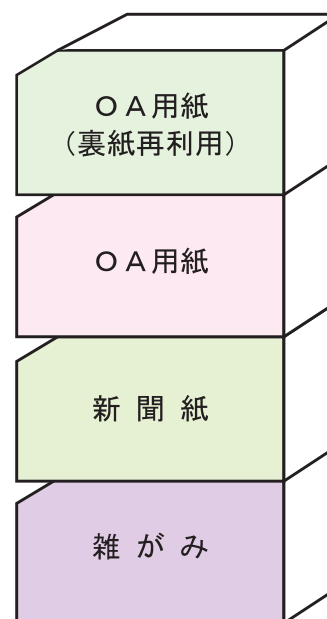
ごみ箱ではなく、リサイクルボックスを設置し、活用する。

### 紙を分別する際に「禁忌品」は混ぜないで！！

禁忌品とは「製紙原料にならない異物」のことです。再生工程の妨げになるので取り除きましょう。

例として

- ・防水加工された紙（紙コップ等）
- ・粘着物の付着した紙（圧着はがき等）
- ・感熱紙（レシート等）
- ・感圧紙（複写式の伝票等）
- ・臭いのついたもの（洗剤容器、線香の箱）
- ・プラスチックやアルミ箔などの複合素材、油や汚れのついた紙等



リサイクルボックス（例）

## 機密書類のリサイクル

加古川市では、月に一度、機密書類のリサイクルを行っています。持ち込まれた機密書類の搬送には市職員が同行し、処理施設内で処理（溶解）されるまで確認します。

受付日時：毎月第2水曜日 9：30～10：30

（変更になる場合もありますので、市HPでご確認ください）

受付場所：加古川市資源化センター（平荘町上原210-1）

TEL：079-428-3211

FAX：079-428-1544



### 機密書類のリサイクルに関するQ&A

Q：利用したいときはどうすればいいですか？

A：資源化センターまで持ち込んでいただきます。事前の申し込みが必要ですので、おおよそ1週間前までに、申込書（HPで入手可能）を資源化センターにFAXでお送りください。

Q：手数料はかかりますか？

A：無料です。

Q：資源化できる紙の種類は？

A：コピー用紙、連続帳票、ノンカーボン紙、名刺、はがき、封筒、付箋等です。

Q：資源化できない紙の種類は？

A：表面がフィルムで加工されている紙や防水加工された紙、ウェットティッシュ等です。

Q：機密書類はどのように出せばいいですか？

A：段ボール箱に入れて梱包するか、ビニール紐等で縛ってください。



## 生ごみの減量・リサイクル

生ごみの減量・リサイクルは、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階で、生ごみの発生抑制やリサイクルに取り組むことです。

燃やすごみのうち生ごみの占める割合は高く、ごみ減量を進めるには生ごみの減量は避けて通れません。消費期限や賞味期限の切れた食品や食べ残しによる廃棄量を減らすなど、食品ロス削減にご協力ください。

### 生ごみ減量に向けた取り組みポイント

#### 【発生を抑制する】（食品ロスを減らす）

食材の管理を徹底して、食品をつくりすぎないように心がける。また、食べ残しによる食品廃棄物を減らすよう工夫が必要です。

（例）飲食店…小盛りメニューの導入  
小売店…ばら売りの導入

#### 【水切りを徹底する】

生ごみの重量の大半（約70%）は、水分です。水切りを徹底することによりかなりの減量をすることができます。

生ごみ処理機を導入し、乾燥させてから廃棄することも効果があります。

#### 【リサイクルする】

登録再生事業者等のリサイクル業者に処理を依頼する方法や自社で生ごみ処理機を導入し、堆肥などにリサイクルする方法などがあります。

#### 【リサイクル製品を使用して作られた農畜産物を利用する】

生ごみを原料とした堆肥・飼料を使用して生産された農畜産物を利用することで、安定したリサイクルの循環を構築できます。

### 食品リサイクル法

食品リサイクル法は、平成13年5月に施行され、食品の製造、流通、消費などの各段階で、消費者、事業者、国、地方公共団体など、生ごみに関わるものが一体となり、生ごみの発生抑制、リサイクル及び減量に努めることで、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものです。

### 食品ロス

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられている食品のことです。

日本では年間（平成30年度）約600万トン（事業系は324万トン）もの食品ロスが発生しています。これは、一人当たりになると、毎日おにぎりを約1個捨てていることとなります。

毎年10月を「食品ロス削減月間」として、国、地方公共団体、事業者、消費者が主体的に取り組むように設けています。『もったいない』を意識して食品ロス削減に取り組みましょう。



▲スマホはこちらから



加古川市では、飲食店、小売店等から発生する食品ロスを減らすために、「加古川市おいしい食べきり運動」を実施し、食品ロス削減の取り組みを進めています。登録を随時受け付けています。

## 加古川市一般廃棄物収集運搬許可業者

業 者 名	所 在 地	電話番号
(株)アルファ	加古川市志方町上富木512-6	079-452-5000
(有)栄光商会	加古川市平荘町西山520-1	079-428-3302
大山環境整備自動車(名)	加古川市平荘町上原559-1	079-428-1743
金澤産業(株)加古川営業所	加古川市平岡町二俣762-9-201	079-435-1661
木村工業(株)	加古川市加古川町稲屋984-13	079-423-5340
サンヨーカンキョウ(有)	加古川市志方町廣尾378	080-3135-9149
(有)新和興産	加古川市別府町新野辺149-1	079-441-2505
(有)ダイヨシ環境管理	加古川市志方町横大路18-1	079-452-0413
(有)東洋興産	加古川市別府町東町160-1	079-437-9881
(有)播磨興業	加古川市平岡町中野477-1	079-435-7166
(有)平山商店	加古川市平岡町一色西1丁目65-101	079-437-1313
(有)平成環境	加古川市志方町廣尾84-10	079-490-4700
(有)山木産業環境開発	加古川市平岡町中野393-1	079-436-0111
(有)若松産業	加古川市加古川町大野1137-2	079-422-9305

## 古紙回収業者

業 者 名	所 在 地	電話番号
アールスリー(有)	加古川市志方町西中227-1	079-452-5515
(株)池田	加古川市平岡町高畑340	079-425-0360
(株)SKS	加古川市尾上町今福501-7	079-421-4353
岡本商店	加古川市平荘町小畑1232	090-9718-6825
金庄商店	加古川市東神吉町砂部442-5	079-431-5510
(有)金田商店	高砂市竜山2丁目3-24	079-446-2469
関西マテリアル	加古川市東神吉町砂部201-1	079-432-4510
(株)木村	高砂市中筋5丁目20-24	079-447-3033
(株)シンノウ紙源	明石市魚住町西岡2109-4	078-942-5609
(株)徳原商店	姫路市岡田92-1	079-296-0553
はりま紙商(株)	加古川市尾上町池田1897-8	079-456-1161
(株)安田商店	姫路市西延末164-2	079-292-4614
山本商店	加古川市加古川町北在家2607	079-421-1583
(有)若松産業	加古川市加古川町大野1137-2	079-422-9305

## お問い合わせ先

### 加古川市環境美化センター

【所在地】 加古川市野口町水足 1 4 5 2 - 1

【受付】 月曜日から金曜日（祝日を除く）

8 : 00 ~ 16 : 45

・環境第1課（一般廃棄物の許可業者に関すること）

TEL : 079-426-1561 FAX : 079-426-6403

・ごみ減量推進課（ごみの減量、リサイクルに関すること）

TEL : 079-426-5440 FAX : 079-426-6403

### 加古川市資源化センター（紙類、機密書類の自己搬入に関すること）

【所在地】 加古川市平荘町上原 2 1 0 - 1

【受付】 月曜日から土曜日（祝日を含む）

8 : 00 ~ 15 : 30（12時から13時を除く）

TEL : 079-428-3211 FAX : 079-428-1544

### 加古川市リサイクルセンター（剪定枝の自己搬入に関すること）

【所在地】 加古川市平荘町磐 1 1 4 6

【受付】 月曜日から土曜日（祝日を含む）

8 : 15 ~ 15 : 30（11時45分から13時を除く）

TEL : 079-428-2391 FAX : 079-428-2597

### エコクリーンピアはりま（東播臨海広域クリーンセンター）

ごみ（燃やすごみ、粗大ごみ（木製品等））の自己搬入に関すること

【所在地】 高砂市梅井 6 丁目 1 - 1

【受付】 月曜日から土曜日（祝日を含む）

8 : 30 ~ 16 : 00

TEL : 079-448-5260

## ●「エコクリーンピアはりま」への搬入ルート（指定ルート）

右の図が指定ルートとなっていますので、搬入する方面からのルートを通行し、指定ルート以外は通行しないでください。帰りも同じルートを通行してください。

### 【ルート説明】

西神吉町、米田町、志方町方面からは、国道2号線を西に進み、阿弥陀交差点を左折してください。

それ以外の方面からは、国道250号線を西に進み、消防署付近の竜山交差点を左折してください。

※高砂市内に入る時間は午前8時30分以降にしてください。

※搬入時は「廃棄物処理場利用届出書」の記入と身分証明書（運転免許証等）の提示が必要となります。

